

インフォメーション
 本庁・各総合支所の所在地と電話番号等

本…本庁舎
 〒328-8686
 入舟町7-26
 ☎21-2224

大…大平総合支所
 〒328-4492
 大平町富田558
 ☎43-9205

藤…藤岡総合支所
 〒323-1192
 藤岡町藤岡1022-5
 ☎62-0900

都…都賀総合支所
 〒328-0192
 都賀町家中5982-1
 ☎29-1100

西…西方総合支所
 〒322-0606
 西方町本城1
 ☎92-0300

お知らせ

住宅に関する制度のお知らせ
申請はお早め!!

- ◎住宅の新築を応援します
 定住人口の増加を促進し、活性化を図る目的で、次の住宅に補助金を交付します。
- ◇対象者 次のいずれかに該当する方
- ①補助対象住宅の新築又は購入の契約日前2年以上、市外に居住していた方
 - ②補助対象住宅の新築又は購入の契約日前2年以上、市内の賃貸住宅に居住していた方
 - ③親族が所有する市内の家に同居していた方で、他の敷地に住宅を新築又は購入し、当該親族と生計が別になった方
- ◇対象住宅 次の①～③すべてに該当する住宅。
- ①対象者が新築又は購入し、自ら住んでいる住宅
 - ②併用住宅の場合、非住宅の部分が50㎡以下かつ建築物の延べ

子ども手当の申請はお済みですか

平成23年9月分まで子ども手当を受給していた方も申請が必要です。平成24年4月1日以降に申請した場合、平成23年10月～平成24年3月までの手当が受給できませんのでご注意ください。

市から手当を受給していた方に、10月下旬に申請書類を郵送しました。まだ届いていない方は連絡ください。公務員の方は勤務先での手続きとなります。

◇支給額 3歳未満 1万5千円、3歳～12歳 1万円(第3子以降は1万5千円)、中学生1万円

※第何子目かは、平成5年4月2日以降に生まれた子どもの中で数える。

◇提出期限 平成24年3月31日(土)(必着)

◇注意!!

○生まれてから15日以内に申請
 ○転入、転出した場合、転出届の異動日から15日以内に申請
 ○申請の翌月から受給開始です。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受給できなくなります。

◇問合せ
 本 健康福祉課 ☎(21)2511
 大 健康福祉課 ☎(45)1788

書の写し、修繕予定個所の写真、罹災証明書もしくは修繕証明書、申請人の身分を証明する書類の写し、通帳、印鑑

※工事完了時には、領収書、完了後の写真、印鑑が必要

◇補助対象 次のすべての要件を満たすもの

- ①個人の所有するもの
- ②市内にある一戸建ての住宅
- ③現在お住まいの住宅
- ④建物本体の主たる構造部を修繕する住宅(工費が10万円以上)

◇申請期限 3月31日(土)

◇補助金額 工費の2分の1(千円未満切捨て、10万円限度)

◇注意! 資材や工事業者の都合等で工事が来年度以降になる場合も、今年度中に申請すれば補助を受けられます。(工事完了は平成25年3月31日まで)

☆共通事項

◇問合せ 詳細は左記へ

本 施設管理課 ☎(21)2622
 大 都市建設課 ☎(43)9215
 藤 都市建設課 ☎(62)0908
 都 都市建設課 ☎(29)1105
 西 産業建設課 ☎(92)0314

国民年金保険料の納付は便利でお得な口座振替で!

口座振替を利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので

☆共通事項

◇申請方法 受講前に相談のうえ事前登録・講座指定を左記で行ってください。

※その他の条件は左記へ

◇申請・問合せ
 本 健康福祉課 ☎(21)2513

『児童扶養手当』のご案内

◇対象 次の①～⑧の児童を養育する方

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母の生死が明らかでない児童
- ④父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑦父母ともに不明である児童(孤児など)
- ⑧父又は母が重度の障がいの状態にある児童

※児童とは、18歳に達する日以後最初の3月31日(中度以上)の障がい児の場合は20歳未満まで

※障害年金の子の加算となつていない児童は手当の対象外

※該当する障がいに至った時期、申請者が父か母か、児童の生

金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなくとても便利です。

◇口座振替の種類

- ①1年前納 1年分の保険料を4月末に一括引き落としすること、毎月現金で納付した場合に比べ、約3千7百円割引になります。
- ②6か月前納 6か月分の保険料を4月末と10月末に一括引き落としすること、毎月現金で納付した場合に比べ約2千円割引になります。
- ③毎月振替(早割) 当月分保険料を当月末に引き落としすること、毎月50円割引されます。

◇口座振替の申込み

○必要なもの 納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印、申出書(申込先に備え付け)

○申込先 年金事務所又はご利用の金融機関

※1年前納・6か月前納を希望される方は、年金事務所にて2月末必着。お早め!

※平成24年度の国民年金保険料および割引額は未定です。

◇問合せ
 栃木年金事務所 ☎(22)6074
 栃木市役所

年月日等で、制度上申請できない場合があります。

◇非該当となる場合

- ①児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたりしたとき
- ②申請者(受給者)本人が公的年金(遺族年金・障害年金・老齢年金等)を受けることができるとき
- ③児童が、父又は母の死亡について支給される遺族年金又は遺族補償を受けることができるとき
- ④母又は養育者が平成10年3月31日までに支給要件に該当しているとき
- ⑤父又は母が婚姻又は事実上の婚姻関係にあるとき

◇支給の制限 申請者および扶養義務者等の前年(申請月によっては前々年)の所得に応じ、手当の支給区分(全部支給・一部支給・全部停止)が決まります。

◇その他 児童扶養手当認定後、公的年金等の受給対象となるなど、支給要件を満たさなくなった場合は手続きが必要です。

◇問合せ
 本 健康福祉課 ☎(21)2511
 大 健康福祉課 ☎(45)1788
 藤 健康福祉課 ☎(62)0904
 都 健康福祉課 ☎(29)1103
 西 健康福祉課 ☎(92)0312

	市民税課税世帯	市民税非課税世帯
修業支援手当(上限3年)	70,500円(月額)	100,000円(月額)
修了一時金	25,000円	50,000円

○自立支援教育訓練給付金
 指定教育訓練講座(医療事務・ホームヘルパー2級など)を受講する場合に、修了後に受講料の2割相当額(上限10万円)を支給します。

結婚したい時が適齢期
結婚したい人募集

仲人経営者募集
 年齢不問・男・女
 教育研修有

20歳～80歳代までの独身男女・職業不問
 初婚・再婚・子連(中高年者、別居及び未入籍可)
 地元の仲人経験34年 結婚が決まるまで期限なし

安心料金。相談一切無料。ご家族の申込OK
 NNR 栃木県結婚情報センター 新栃木駅近く
 完全予約制 プライベート厳守 自宅を相手を多数の中から自由に選択できます。
 無料で資料送ります ☎0120-233-253

上級カウンセラー
 代表 山口

経営・会計・税務のパートナー

板倉公認会計士事務所
 公認会計士・税理士 板倉 聡(国際税務)

板倉税理士事務所
 税理士・行政書士 板倉 安秀
 パートナー公認会計士 日向野 司
 パートナー税理士 青木 照男
 パートナー司法書士 三輪 誠

〒328-0125 栃木市吹上町689-2 TEL. 0282-31-3682
 FAX. 0282-31-3683 E-mail: anshu@cc9.ne.jp

「腰痛」の方に
大評判! らくだの敷ふとん
 (キャメル敷パッド) ¥49,350～
 無料貸出し実施中!

川野辺
 ふとんの

栃木市境町16-3 ☎22-2125
 ホームページ ふとんの川野辺 検索

8,000円 家の修理始めました

道具持ち込みのみ大作業が2～3時間以内での簡単な家の修繕工事(8000円)を始めました。

修理に有償部材等が必要な場合は、部材等を用意してから、お客様の都合が良い日にちに改めてお伺いします。

大工直営店

株式会社 **創作工務ヤマダ** 検索
 泉川町446-1 TEL 0282-20-7785